

平成 21 年 特定サービス産業実態調査概要

1. 調査目的

サービス産業の実態を明らかにし、サービス産業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とします。

2. 根拠法規

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく特定サービス産業実態調査規則（昭和 49 年通商産業省令第 67 号）により、基幹統計調査として実施します。

3. 調査期日

平成 21 年 11 月 1 日現在で実施します。

4. 調査範囲

日本標準産業分類（平成 21 年総務省告示 175 号）に掲げる「大分類 G - 情報通信業」、「大分類 J - 金融業, 保険業」、「大分類 K - 不動産業, 物品賃貸業」、「大分類 L - 学術研究, 専門・技術サービス業」、「大分類 N - 生活関連サービス業, 娯楽業」、「大分類 O - 教育, 学習支援業」及び「大分類 R - サービス業（他に分類されないもの）」に属する業種のうち、特定の経済産業省所管業種に属する事業所又は企業。

また、標本設計に基づく標本調査として、前述の業種に属する事業所又は企業の一部をサンプリングして調査を行う、方式に変更しました。

5. 調査業種

特定サービス産業実態調査は、昭和 48 年の調査開始以降、平成 17 年までに延べ 31 業種についての調査を実施しています。

18 年調査からは、対象業種を日本標準産業分類の小分類に統一し、産業格付けによる主業ベースの調査としました。18 年調査は「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」、「各種物品賃貸業」、「産業用機械器具賃貸業」、「事務用機械器具賃貸業」、「広告代理業」及び「その他の広告業」の 7 業種を、19 年調査は、18 年調査業種に「映像情報制作・配給業」、「クレジットカード業, 割賦金融業」、「デザイン・機械設計業」及び「計量証明業」の 4 業種を加えた 11 業種を、20 年調査は、「インターネット附随サービス業」、「音声情報制作業」、「新聞業」、「出版業」、「映像・音声・文字情報制作に附随するサービス業」、「機械修理業」、「電気機械器具修理業」、「自動車賃貸業」、「スポーツ・娯楽用品賃貸業」及び「その他の物品賃貸業」の 10 業種を加えた 21 業種を、21 年調査については、「冠婚葬祭業」、「映画館」、「興行場, 興行団」、「スポーツ施設提供業」、「公園, 遊園地」、「学習塾」及び「教養・技能教授業」の 7 業種を加えた 28 業種を調査いたします。（別紙に一覧表記載）

各年次の調査業種については、刊行物の巻末又は経済産業省ホームページ（アドレスは次頁に掲載）の統計関係の「特定サービス産業実態調査の調査業種及び調査年次一覧」をご参照ください。

6. 調査経路

調査は以下の調査方法と経路で実施します。

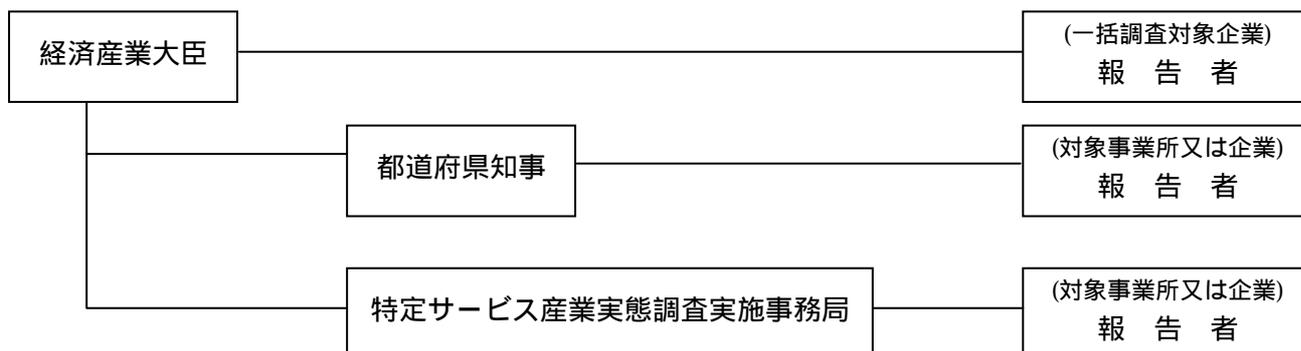
(1) 調査員調査

都道府県知事が任命した統計調査員により、調査票の配布及び収集を行う方法。



(2) 郵送・一括調査

経済産業省又は経済産業省が調査を委託した特定サービス産業実態調査実施事務局及び都道府県が郵送により、調査票の配布及び収集を行う方法



7. 結果公表

調査結果の公表は、速報と確報の2種類で公表します。

(1) 速報は業種一括にて調査実施から約9か月後に「平成21年特定サービス産業実態調査速報」として公表します。

(2) 確報は業種ごとに刊行物により「平成21年特定サービス産業実態調査報告書」として公表します。

また、速報、確報ともに、経済産業省ホームページの統計関係ページに調査結果を掲載・公表します。

なお、これまでの調査結果は経済産業省ホームページ (<http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>) でご覧になれます。

8. 問合せ先

〒100-8902

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 経済産業政策局 調査統計部 サービス統計室

サービス産業実態統計グループ

電話：03-3501-3892 (直通)

調査業種と調査対象範囲一覧表

18年調査から

調査業種	調査対象の範囲
ソフトウェア業	日本標準産業分類に掲げる小分類391 - ソフトウェア業に属する業務を主業として営む事業所のうち、経済産業大臣が指定する事業所
情報処理・提供サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類392 - 情報処理・提供サービス業に属する業務を主業として営む事業所のうち、経済産業大臣が指定する事業所
各種物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類701 - 各種物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所のうち、経済産業大臣が指定する事業所
産業用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類702 - 産業用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所のうち、経済産業大臣が指定する事業所
事務用機械器具賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類703 - 事務用機械器具賃貸業に属する業務を主業として営む事業所のうち、経済産業大臣が指定する事業所
広告業（分類改定により21年調査から「広告代理業」と「その他の広告業」を統合）	日本標準産業分類に掲げる小分類731 - 広告業に属する業務を主業として営む事業所のうち、経済産業大臣が指定する事業所

19年調査から

調査業種	調査対象の範囲
クレジットカード業，割賦金融業	日本標準産業分類に掲げる小分類643 - クレジットカード業，割賦金融業に属する業務を主業として営む企業のうち、経済産業大臣が指定する企業
映像情報制作・配給業	日本標準産業分類に掲げる小分類411 - 映像情報制作・配給業に属する業務を主業として営む企業のうち、経済産業大臣が指定する企業
デザイン業（分類改定により21年調査から「デザイン・機械設計業」を分割）	日本標準産業分類に掲げる小分類726 - デザイン業に属する業務を主業として営む事業所のうち、経済産業大臣が指定する事業所
機械設計業（分類改定により21年調査から「デザイン・機械設計業」を分割）	日本標準産業分類に掲げる小分類743 - 機械設計業に属する業務を主業として営む事業所のうち、経済産業大臣が指定する事業所
計量証明業	日本標準産業分類に掲げる小分類745 - 計量証明業に属する業務を主業として営む事業所のうち、経済産業大臣が指定する事業所

20年調査から

調査業種	調査対象の範囲
インターネット附随サービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類401 - インターネット附随サービス業に属する業務を主業として営む事業所のうち、経済産業大臣が指定する事業所
音声情報制作業	日本標準産業分類に掲げる小分類412 - 音声情報制作業に属する業務を主業として営む企業のうち、経済産業大臣が指定する企業

新聞業	日本標準産業分類に掲げる小分類 4 1 3 - 新聞業に属する業務を主業として営む企業のうち、経済産業大臣が指定する企業
出版業	日本標準産業分類に掲げる小分類 4 1 4 - 出版業に属する業務を主業として営む企業のうち、経済産業大臣が指定する企業
映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	日本標準産業分類に掲げる小分類 4 1 6 - 映像・音声・文字情報 制作に附帯するサービス業に属する業務を主業として営む企業のうち、経済産業大臣が指定する企業
機械修理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 9 0 1 - 機械修理業に属する業務を主業として営む事業所のうち、経済産業大臣が指定する事業所
電気機械器具修理業	日本標準産業分類に掲げる小分類 9 0 2 - 電気機械器具修理業に属する業務を主業として営む事業所のうち、経済産業大臣が指定する事業所
自動車賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 7 0 4 - 自動車賃貸業に属する業務を主業として営む事業所のうち、経済産業大臣が指定する事業所
スポーツ・娯楽用品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 7 0 5 - スポーツ・娯楽用品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所のうち、経済産業大臣が指定する事業所
その他の物品賃貸業	日本標準産業分類に掲げる小分類 7 0 9 - その他の物品賃貸業に属する業務を主業として営む事業所のうち、経済産業大臣が指定する事業所

2 1 年調査からの新規業種

調査業種	調査対象の範囲
冠婚葬祭業	日本標準産業分類に掲げる小分類 7 9 6 - 冠婚葬祭業に属する業務を主業として営む事業所のうち、経済産業大臣が指定する事業所
映画館	日本標準産業分類に掲げる小分類 8 0 1 - 映画館に属する業務を主業として営む事業所のうち、経済産業大臣が指定する事業所
興行場, 興行団	日本標準産業分類に掲げる小分類 8 0 2 - 興行場, 興行団に属する業務を主業として営む事業所のうち、経済産業大臣が指定する事業所
スポーツ施設提供業	日本標準産業分類に掲げる小分類 8 0 4 - スポーツ施設提供業に属する業務を主業として営む事業所のうち、経済産業大臣が指定する事業所
公園, 遊園地	日本標準産業分類に掲げる小分類 8 0 5 - 公園, 遊園地に属する業務を主業として営む事業所のうち、経済産業大臣が指定する事業所
学習塾	日本標準産業分類に掲げる小分類 8 2 3 - 学習塾に属する業務を主業として営む事業所のうち、経済産業大臣が指定する事業所
教養・技能教授業	日本標準産業分類に掲げる小分類 8 2 4 - 教養・技能教授業に属する業務を主業として営む事業所のうち、経済産業大臣が指定する事業所